

議案第39号

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成22年鹿児島県条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次及び前文中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第2条第2号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 脱炭素社会 法第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。

第4条第1項、第5条第1項及び第3項並びに第6条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第8条第2項第1号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第10条第1号中「抑制に」を「量の削減に」に改め、同条第5号中「抑制に」を「量の削減に」に、「抑制を」を「削減を」に改める。

第14条の見出しを「（温室効果ガス排出量削減計画）」に改め、同条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改め、同条第2項中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改め、同項第2号中「抑制」を「削減」に改め、同項第4号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第4項から第7項までの規定中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第15条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第16条の見出し中「温室効果ガス排出抑制計画等」を「温室効果ガス排出量削減計画等」に改め、同条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第17条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に、「量の抑制」を「量の削減」に、「排出の抑制」を「排出の量の削減」に改める。

第18条（見出しを含む。）中「抑制」を「量の削減」に改める。

第9章の章名中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第32条中「温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第33条第1項中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第34条及び第35条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に提出されている改正前の鹿児島県地球温暖化対策推進条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定による温室効果ガス排出抑制計画及び旧条例第15条の規定による報告書は、それぞれ改正後の鹿児島県地球温暖化対策推進条例（以下「新条例」という。）第14条の規定による温室効果ガス排出量削減計画及び新条例第15条の規定による報告書とみなす。

（提案理由）

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に準じ、所要の改正をしようとするものである。